

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（ツキノワグマ追跡調査員）採用試験募集案内

◆鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 自然環境保全担当◆
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階）
 電話（0857）26-7979・7872 <https://www.pref.tottori.lg.jp/shizen-kyousei/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年1月20日（月）～令和7年2月5日（水） ◎郵送の場合は、受付期間の最終日必着 ◎持参による場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日、国民の祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和7年2月12日（水） ◎受験者控室の開場時刻 午後1時00分 ◎専門試験開始時刻 午後1時30分
試験会場等	試験会場 鳥取県庁 第2庁舎 4階 第27会議室（鳥取市東町一丁目271番地）
	受験者控室 鳥取県庁 第2庁舎 4階 第28会議室（鳥取市東町一丁目271番地）
試験結果発表日	令和7年2月19日（水）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

○ツキノワグマ追跡調査員についてはA、Bの2区分を募集します。

（主に携わる業務がAとBで異なります。）

○別添「採用試験申込書」の受験区分に希望区分の優先順位の高い順に順位を記載してください。

○なお、必ずしも第1希望の区分に採用されるとは限りません。

【会計年度任用職員（ツキノワグマ追跡調査員A）】

職 種	ツキノワグマ追跡調査員（A）
採用予定者数	1名
主な職務 （主に携わる業務 がAとBで異な ります。）	傷病鳥獣の救護・収容、狩猟免許・狩猟者登録等の鳥獣行政等に係る事務補助、ツキノワグマの学習放獣個体の追跡調査
職務内容	1 傷病鳥獣の救護・収容等 保護や治療が必要な状態で発見された野生鳥獣を収容し、病院等への搬送や治療後の放鳥獣等を行うこと。 鳥インフルエンザ発生時には、野鳥監視パトロールを行うこと。 2 狩猟免許（新規、更新）や狩猟者登録や鳥獣行政等に係る事務補助 3 ツキノワグマの学習放獣個体の追跡調査 （ア）ラジオテレメトリー調査を行って放獣個体の位置を特定するとともに、その結果を図化する等、追跡データの整理を行うこと。 （イ）追跡個体が集落に接近するなど緊急時には、現場から県庁担当者に即時連絡するとともに、場合によっては市町村職員と連携し、追い払い作業を行うこと。 （ウ）調査対象区域は主に鳥取県東部地域とし、ツキノワグマの出没状況等に応じて他地域においても調査を行うこと。 4 ツキノワグマの学習放獣の補助 専門業者が行う放獣作業時に、発信器装着、モニタリング調査（外部計測、試料採取等）、放獣作業等の補助を行うこと。 5 捕殺されたツキノワグマの調査 捕殺個体のモニタリング調査（外部計測、試料採取等）を行うこと。 ※1、3～5の業務は公用車を運転し、現地で行う作業となります。
配属先	生活環境部自然共生社会局自然共生課（鳥取市東町一丁目220番地）

【会計年度任用職員（ツキノワグマ追跡調査員B）】

職 種	ツキノワグマ追跡調査員（B）
採用予定者数	1名
主な職務 (主に携わる業務がAとBで異なります。)	ツキノワグマの学習放獣個体の追跡調査、捕殺されたツキノワグマの調査、鳥獣の保護管理全般に係る現地業務及び事務処理
職務内容	<p>1 ツキノワグマの学習放獣個体の追跡調査</p> <p>(ア) 原則として毎出勤日にラジオテレメトリー調査を行って放獣個体の位置を特定するとともに、その結果を図化する等、追跡データの整理を行うこと。</p> <p>(イ) 追跡個体が集落に接近するなど緊急時には、現場から県庁担当者に即時連絡するとともに、場合によっては市町村職員と連携し、追い払い作業を行うこと。</p> <p>(ウ) 調査対象区域は主に鳥取県東部地域とし、ツキノワグマの出没状況等に応じて他地域においても調査を行うこと。</p> <p>2 ツキノワグマの学習放獣の補助</p> <p>専門業者が行う放獣作業時に、発信器装着、モニタリング調査（外部計測、試料採取等）、放獣作業等の補助を行うこと。</p> <p>3 捕殺されたツキノワグマの調査</p> <p>捕殺個体のモニタリング調査（外部計測、試料採取等）を行うこと。</p> <p>4 その他鳥獣の保護管理全般に係る現地業務及び事務処理</p> <p>※1～3の業務は公用車を運転し、現地で行う作業となります。</p>
配属先	生活環境部自然共生社会局自然共生課（鳥取市東町一丁目220番地）

(参考1) 学習放獣とは

- ・わなに捕獲されたツキノワグマを山地等に放つ行為（放獣）のうち、放獣前に人の声、爆竹、唐辛子スプレアの噴射などクマが嫌がる刺激を与え、人への嫌悪感を植え付け、人里を忌避するよう行動を修正した上で、再出沒・再被害発生を防ぐために行うもの。

(参考2) ラジオテレメトリー調査とは

- ・放獣個体に装着した発信器からの電波を、アンテナと受信機を用いて発信方向を探知するのが基本原理。
- ・林道等を通行しながら車載アンテナ（無指向性）で探索し、探知が確認されたら追跡用アンテナ（指向性）に切り替え、車外にて発信方向の探知作業を行う。
- ・電波の発信方向を複数方向（最低3方向）から探知し、この方向線を地形図にプロットし、その交点を個体の位置として特定する。

3 受験資格

- (1) 普通自動車運転免許証を所持していること。
- (2) 年齢、性別を問いません。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができないは受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人、又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	150点	・ツキノワグマ追跡調査員として必要な知識を確認するための択一試験及び地形判読に関する筆記試験（30分）
人物試験	150点	・個別面接による職務に対する姿勢、説明力等に関する口述試験

5 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度以降も再度任用されることがあります。ただし、再度の任用の回数には一定の限度があります。

6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 日額 10,750円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。 ※県一般職の給与月額の前定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月分（6月期1.105月分、12月期1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の前定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福利	<p>健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>
休暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間等	<p>(1)勤務日 1か月の勤務日数は17日で、平日を基本とします。土曜、日曜及び国民の祝日に勤務する場合があります。勤務計画（その変更を含む。）は、あらかじめ協議の上、自然共生課長が定めます。</p> <p>(2)勤務時間 1日の勤務時間は7時間45分です。勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までを基本としますが、これ以外の勤務時間となる場合があります。</p> <p>(3)休憩時間 1日の休憩時間は1時間です。休憩時間は、正午から午後1時までを基本としますが、勤務時間帯によって変更することがあります。</p>
任用の期間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。</p>

7 受験申込手続

提出書類等	<p>受験申込みは、次の書類を下記申込み先へ持参又は郵送により行ってください。</p> <p>(1) 令和7年度鳥取県会計年度任用職員（ツキノワグマ追跡調査員）採用試験 申込書 1部 ※申込書には、顔写真を貼付してください。 ※住所は、棟、号室まで正確に記入してください。 ※電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。 ※最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。</p> <p>(2) 森林での調査又はフィールド活動等の経験を記載した書類 1部 ※別紙様式を使用してください。</p>
申込み先	<p>鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 自然環境保全担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階） 電話（0857）26-7979・7872</p>
注意事項	<p>1 提出書類の記載事項に不正があると受験が無効になる場合があります。</p> <p>2 郵送による申込みの場合、封筒の表に赤字で「ツキノワグマ追跡調査員受験」と記載してください。</p> <p>3 郵送による申込みの場合、未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。</p> <p>4 提出書類は返却しません。</p>
受験票の交付	<p>受験票は発行しませんので、受験申込みの上、試験日の試験開始時刻までに受験者控室へお越しください。</p>

8 合格者の決定方法

人物試験の得点の高い順に合格者を決定します。

ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、不合格とします。

なお、合格者の次に得点の高い者を補欠合格者とし、不測の事態等により合格者が採用されない場合の採用者とします。

9 合格者の発表

試験結果の発表については、受験者全員に書面で通知することにより行います。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、自然共生課の窓口で開示を請求することができます。

試験の開示手続等の問い合わせ及び試験結果の開示の請求は、平日午前8時30分から午後5時15分までの間の受付となります。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	合格発表日から1月間	鳥取県生活環境部 自然共生社会局自然共生課 (県庁本庁舎7階)

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず受験者控室に入室してください。
- (2) 遅刻者は受験できません。（公共交通機関の遅延等、やむを得ない場合を除きます。）
- (3) 試験当日は、運転免許証など受験者の本人確認ができるものを持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知の発送及び採用手続き以外には利用しません。